

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成24年2月22日

3 実施時期

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 概要

NTT東西のドライカップとの接続により接続事業者が提供する電話サービスやDSLサービスをユーザが利用するに当たっては、接続事業者が設定するユーザ料金に加えて、NTT東西が専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスに係る回線接続等工事費(以下「ジャンパ工事(※1)費」という。)が発生する。

NTT東西のドライカップを利用して接続事業者が提供するDSLサービスにおいては、DSLサービスに特有の技術的な理由(※2)により、ジャンパ工事を実施したにも関わらずサービスの提供が不可能な状態(リンク未確立状態)が発生することから、NTT東西はリンク未確立状態が発生したユーザに対してはジャンパ工事費を適用しないこととしている。このため、NTT東西はジャンパ工事費を適用しないことにより発生すると見込まれる未回収料金を加味したジャンパ工事費(※3)を設定している。これに対して、NTT東西のドライカップとの接続により電話サービスのみを提供する個別事業者から、電話サービスにおいてはDSLサービスを提供する際とは異なりリンク未確立状態が発生しないことから、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」を設定するよう要望されていた。

本件は、以上の要望に対応し、ドライカップとの接続を申し込んだ事業者を判別し、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」を適用する機能について、当該機能が個別事業者により利用されるものであることから、当該機能に係る網改造料を接続約款に規定するものである。

※1 NTT局舎内のMDF(主配線盤)同士を接続するケーブルの配線を変更する工事。

※2 ユーザ宅とNTT局舎間の線路距離や設備の状況により発生する信号の減衰等。

※3 NTT東西が提供する加入電話サービスの利用開始時に発生する工事費が1,000円であるのに対し、ジャンパ工事費は1,200円に設定されている。(なお、料金は平成24年2月現在のもの。)

5 主な変更内容

ドライカップとの接続を申し込んだ接続事業者が「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」の適用を受ける者であるかを判別し、適用を受ける接続事業者である場合は、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」を適用する機能をNTT東西のDSL業務支援システムに追加するため、当該機能に係る網改造料に関する規定を接続約款に新たに設けるものである。

接続約款に新たに規定する網改造機能

対象	概要	算出方法	
網改造料	リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線またはDSL回線（電話重畳しないものに限る。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るもの）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	接続約款料金表の網改造料の算定式により算出

6 諮問を要しない理由

本件は、ドライカップとの接続を申し込んだ事業者を判別し、「リンク未確立状態を考慮しないジャンパ工事費」を適用する機能を網改造料として規定するものであるが、網改造に係る費用負担については接続約款に記載されている所定の算定式に基づいて計算されるものであることから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号（平成20年9月30日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。